

ホクネットは、
2010年から**適格消費者団体**として、
2021年から**特定適格消費者団体**と
しても活動中です。

**1年間の消費者被害
・トラブル額の推計
…約8.8兆円**

(令和6年版消費者白書より)

- 適格消費者団体には、**不当な契約条項の使用や勧誘行為などの差し止めを求める**権限があります。
- 特定適格消費者団体には、**集団的な消費者被害の回復を求める**権限があります。
- 事業者が応じないときは**裁判**をすることもできます。

ホクネットの実績！

これまで様々な業種の150以上の事業者
に申入れを行い、相当数の事業者に、申入れ
に従った改善をしてもらいました。

加入のお願い

ホクネットは、自主的な団体であり、
その活動は会員の会費や寄付によって
支えられています。

会員の種類	年会費
個人正会員	1口… 2,000円
団体正会員	1口… 10,000円
個人協力会員	1口… 1,000円
団体賛助会員	1口… 10,000円

寄付ご協力をお願い

活動の一層の充実のために、会員加入及び寄付金
のご協力をお願いしております。ホクネットへの
寄付金は税額控除の対象となります。

ホクネットの会員になっていただくことが、
安心して公正な社会の実現につながります。

情報提供のお願い

悪質・不当と思われる事業者の情報を、
ホクネットに通報してください。

- **消費者に不利な契約条項**
- **高額なキャンセル料**
- **事実と違う勧誘や広告** など

内閣総理大臣認定 適格消費者団体・
特定適格消費者団体 認定NPO法人



悪質な事業活動はやめさせて
安心して公正な社会を実現しよう！



お問い合わせ・情報提供は…

特定非営利活動法人
消費者支援ネット北海道(ホクネット)

〒060-004 札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3F
TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

E-mail : info_hokkaido@hocnet1222.jp

URL : <http://www.e-hocnet.info/>

X(旧Twitter)からは▼



フェイスブックからは▼



これまでに改善を求めた事例は？

アパート・マンションの賃貸借契約…

「原状回復費用は貸主が請求する金額」



住宅リフォームなどの請負契約…

「解約時の違約金は工事費用の40%」

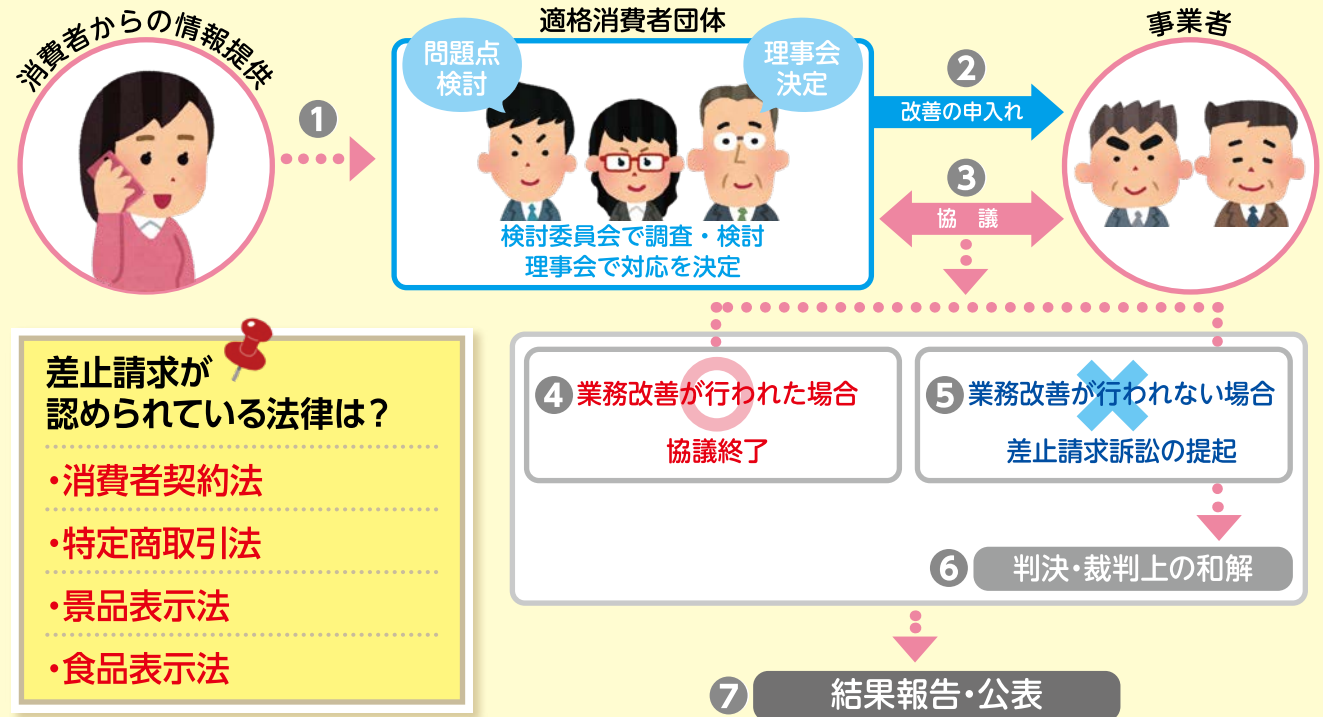


結婚式場のキャンセル料条項…

「予約後のキャンセル料は時期に関わらず10万円」



申入れ・差止請求はどのようにするの？



差止請求が認められている法律は？

- ・消費者契約法
- ・特定商取引法
- ・景品表示法
- ・食品表示法

集団的消費者被害の回復制度って？

対象になりうる被害の例

- ・購入した商品等に欠陥があったときの損害賠償請求
- ・契約を解除したことに基づく支払った代金の不当利得返還請求
- ・事業者の不法行為による損害の賠償請求

■手続きの概要

